平成２３年（フ）第２５３号
名古屋市守山区森孝東２丁目303番地
債務者　日本ホームシステム株式会社
代表者代表取締役　木村　良平
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午後１時45分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４号
北海道留萌市高砂町２丁目２番４号
債務者　株式会社セイコウ建設
代表者代表取締役　太田　英二
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前11時
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４号
岐阜県関市倉知2316番地の６
債務者　有限会社堀江エレクトロ・リサーチ
代表者取締役　堀江　　譲
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前10時
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３２３号
札幌市東区北20条東15丁目３番１号
債務者　株式会社ケイジーエンジニアリング
代表者代表取締役　後藤　雪夫
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開本　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前11時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５号
大阪府和泉市下宮町370番地の８
債務者　有限会社マルハチ建設
代表者代表取締役　八重橋高博
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午後２時
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
宮城県遠田郡涌谷町涌谷字黄金山６番地20
債務者　エンドウ重機建設株式会社
代表者代表取締役　遠藤　　浩
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三瓶　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午前10時30分
仙台地方裁判所古川支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第９６２号
神奈川県秦野市南矢名890番地の５
債務者　関　　宏之
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　琢磨
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９６３号
神奈川県秦野市南矢名890番地の５
債務者　関　　真美（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　琢磨
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６２号
神奈川県秦野市文京町５番25号
債務者　川口　宣久
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　大良
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７号
宮崎県都城市下長飯町1871―２、住民票上の住所鹿児島県西之表市鴨女町132番地
債務者　油田　宏幸
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田　昭博
4　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１５号
福島市野田町４丁目６番48号
債務者　池島　俊紀
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　晋一
4　破産債権の届出期間　平成23年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１６号
福島市野田町４丁目６番48号
債務者　池島　良子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　晋一
4　破産債権の届出期間　平成23年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１４号
群馬県太田市岩瀬川町65番地３
債務者　水品　幸代
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　破産債権の届出期間　平成23年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月９日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１１２号
神戸市須磨区戎町２丁目３番13号第二テルアキビル405、従前の住所兵庫県西宮市津門住江町８番16―1310号
債務者　村上　昌信
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山樹　浩一
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１８号
名古屋市天白区池場１丁目212番地、住民票上の住所名古屋市名東区社台３丁目98番地キャッスル東栄Ａ棟101号
債務者　ドライビングアシストドクトルこと　内山　利文
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　友就
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部